

令和3年度審査品質管理小委員会報告書より抜粋

Ⅲ. 審査品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言

審査品質管理の実施体制・実施状況に関する評価と並行して、当該評価を通じて得られた、審査品質管理の実施体制・実施状況に関して改善が期待される事項について審議した。

以下に、本小委員会の改善提言としてまとめる。

1. 特許審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言1>（評価項目④に関して）

審査官の数の確保とその育成に取り組むとともに、先端技術への対応及び業務の効率化を継続することを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 引き続き、審査の質の維持・向上に必要な審査官の数の確保とその育成に取り組むことを期待する。
- (b) 先端技術、特にAI・IoT関連発明について、引き続き、審査の質の維持・向上に取り組むことを期待する。
- (c) 各部署の審査業務効率化検討プロジェクト等の成果で好評なものがあれば、特許の審査でも実効的な形で採用することを提案する。

<改善提言2>（評価項目⑥、⑩に関して）

判断の均質性等に関する課題に対し、協議をはじめとする品質向上のための取組を適切に実施することを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 判断の均質性に関するユーザーの問題意識やニーズに対し、協議等の取組を継続するとともに、高度な専門知識の下に、公正な判断をするという審査の基本方針に沿って、引き続き統一のとれた審査をする必要がある。
- (b) 品質監査結果、及びユーザー評価調査結果（例えば、判断の均質性についての評価）を見ると、大きな改善結果が示されているとは言い難いから、新たな対策の要否も検討されることを期待する。
- (c) 審査官間のコミュニケーション（協議等）については、審査の均質性にも関係すると考えられるため、更なる改善を期待する。

<改善提言3>（評価項目⑥、⑪に関して）

ユーザーとのコミュニケーションを充実させるとともに、関連する取組の情報発信を積極的に行うことを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) ユーザーとのコミュニケーションを円滑に進めるために、ユーザーの意見・ニーズを把握するとともに、審査官にも使いやすさや希望を聞くなど、両者の視点から問題点を取り上げ、審査環境の整備、審査の効率化を図ることが望まれる。
- (b) 出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論が得られるよう、引き続きオンライン面接の利用促進をお願いしたい。
- (c) オンライン面接のためのツールは、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応等として整備が進んだものであるが、出願人にとっては、特許庁まで出向かなくとも審査官との意思疎通ができるというメリットがある。ユーザーの希望があれば積極的にオンライン面接に応じることで、ユーザーと審査官との意思疎通、審査の質の向上を図ることが望まれる。
- (d) 面接・電話対応における電子メールの活用が進んでいることを踏まえ、その手順等を更に明確化するとともに、積極的な情報発信を行うことを提案する。
- (e) テレワーク中の審査官との面接・電話対応について、手順等（特に未公開案件に関するもの）を更に明確化するとともに、積極的な情報発信を行うことを提案する。

<改善提言4>（評価項目⑦、⑧に関して）

品質管理の継続的改善につなげるべく、品質検証のための取組、審査の質の分析・課題抽出を充実させることを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) USPTOの品質管理においては、外部調査（ユーザー側の認識調査、すなわちユーザー評価調査）に加えて、内部調査（審査官側の認識調査）も実施されており、internal factors（研修等が審査能力向上に繋がったか）とexternal factors（出願人が審査の質の向上に協力的だったか）が調査されている。ユーザー側のみならず審査官側の認識調査でも品質検証を行うことは有効であり、JPOも同様の調査を行うことを期待する。
- (b) 世界最高水準の品質を目指すのであれば、内外乖離及び内々乖離の要因分析・課題抽出を行い、内外乖離については海外の特許庁との協力の推進、内々乖離については発生ゼロを目指してほしい。

2. 意匠審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言1>（評価項目④に関して）

審査官の数の確保とその育成に取り組むとともに、意匠法改正による保護分野の拡大への対応及び業務の効率化を継続することを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 引き続き、審査の質の維持・向上に必要な審査官の数の確保とその育成に取り組むことを期待する。
- (b) 改正意匠法、改正意匠法施行規則、改訂意匠審査基準について、手続の明確性、公表と周知、審査実施体制の維持・向上を引き続き推進いただきたい。

<改善提言2>（評価項目④、⑥に関して）

審査官間の判断の均質性に対する取組を重視するとともに、品質の向上のための取組の維持、向上を期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 内装の意匠のようにこれまで資料の蓄積のなかった分野について、質の高い審査をするためには資料の収集に積極的に努めることが望まれる。
- (b) 国際意匠登録出願の審査に対応した研修等の取組の充実を図られたい。出願急増分野や法改正による新規分野等においては、審査の均質性が確保されるよう、ユーザーの意見を聞きながら新たな取組の必要性も検討していただきたい。
- (c) 審査官間の判断の均質性に対する取組を重視し、高度な専門知識の下に、公正な判断をする統一の取れた審査の実現に取り組んでほしい。
- (d) 保護対象拡充に対応した審査の質の維持・向上が望まれる。

<改善提言3>（評価項目⑥に関して）

ユーザーとのコミュニケーションを円滑に行い、相互の理解を深める取組の推進を期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) ユーザーとのコミュニケーションを円滑に進めるために、ユーザーの意見・ニーズを把握するとともに、審査官にも使いやすさや希望を聞くなど、両者の視点から問題点を取り上げ、審査環境の整備、審査の効率化を図ることが望まれる。
- (b) 出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論が得られるよう、引き続きオンライン面接を活用いただきたい。

<改善提言4>（評価項目⑦、⑧、⑪に関して）

品質管理の継続的改善につなげるべく、品質検証のための取組、審査の質の分析・課題抽出を充実させ、関連する取組の情報発信を行うことを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) USPTOの品質管理においては、外部調査（ユーザー側の認識調査、すなわちユーザー評価調査）に加えて、内部調査（審査官側の認識調査）も実施されており、internal factors（研修等が審査能力向上に繋がったか）とexternal factors（出願人が審査の質の向上に協力的だったか）が調査されている。ユーザー側のみならず審査官側の認識調査でも品質検証を行うことは有効であり、JPOも同様の調査を行うことを期待する。
- (b) 国際意匠登録出願の審査に対応した品質検証の取組を充実させ、分析結果から課題を抽出して、今後の改善に役立てることを提案する。
- (c) 意匠五庁（ID5）の品質管理に関する協力プロジェクトのとりまとめをJPOのウェブサイト上でも公表してはどうか。

3. 商標審査の品質管理に関する改善提言

<改善提言1>（評価項目④、⑥に関して）

審査官の数の確保とその育成に取り組むとともに、出願増加による審査処理期間の長期化への対応に関する取組を継続することを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査官数の確保及びその育成の充実について、引き続き推進されることを期待する。
- (b) 任期付き審査官による増員等があったとしても、審査品質を維持し、判断の均質性を確保いただけるような対策も期待する。
- (c) 新人や審査官補への指導・研修をさらに充実させる体制を整えることを期待する。
- (d) 研修が充実されていることが認められるが、その結果の検証も強化されることが望まれる。
- (e) 出願増加による審査期間の長期化という問題については、審査品質の維持・向上を重視したうえで、引き続き審査処理期間の短縮に向けた取組を進めていただくことを期待する。

<改善提言2>（評価項目⑥に関して）

審査官間の判断の均質性、識別性の判断に関するユーザーの問題意識やニーズに対し、これまでの品質管理の取組を継続するとともに、ユーザーへのヒアリング等を通じ、有効な対応策の検討を期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 審査官間の均質性・識別性の判断に関するユーザーの問題意識やニーズに対し、これまでの取組を継続するとともに、商標審査基準等の指針に沿って統一のとれた審査を行うという審査の基本方針に従って適切に対応し、ユーザーが納得できる審査を行う必要がある。
- (b) 審査官間の均質性・識別性の判断改善に関するユーザーの問題意識やニーズに対し、ヒアリング等を通じ、更なる有効な対応策の検討を期待する。

<改善提言3>（評価項目⑥、⑪に関して）

ユーザーとのコミュニケーションを円滑に行うとともに、引き続き相互の理解を深める取組の推進とその情報発信を期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) 使用による識別性の獲得のように事実認定に関わる案件は、ユーザーからの面接の希望も考えられるので、事案の性質に応じた面接のやり方の検討も必要と思われる。
- (b) オンライン上のコミュニケーションを含む、ユーザーとのコミュニケーションの充

実に係る取組については、ウィズコロナ・ポストコロナの時代を見据えて、手続のオンライン化・合理化の検討をさらに進めていただくことを期待する。

- (c) ユーザーとのコミュニケーションを円滑に進めるために、ユーザーの意見・ニーズを把握するとともに、審査官にも使いやすさや希望を聞くなど、両者の視点から問題点を取り上げ、審査環境の整備、審査の効率化を図ることが望まれる。
- (d) 出願人とのコミュニケーションや相互理解を深め、納得感の高い結論が得られるよう、引き続きオンライン面接を活用いただきたい。
- (e) オンライン上のコミュニケーションを含む、ユーザーとのコミュニケーションの充実に係る取組を継続することを期待する。オンラインによる面接が可能となったため、海外の出願人からの面接対応についてもわかりやすい情報発信が望まれる。
- (f) テレワーク中の審査官について、電話連絡に遜色のないオンタイムでのメールのやり取りが可能な審査体制を期待する。
- (g) 面接・電話対応における電子メールの活用が進んでいることを踏まえ、その手順等を更に明確化するとともに、積極的な情報発信を行うことを提案する。

<改善提言4>（評価項目⑦に関して）

品質管理の継続的改善につなげるべく、品質検証のための取組、審査の質の分析・課題抽出を充実させることを期待する。

本提言に関する委員からの主な意見は次のとおりである。

- (a) USPTOの品質管理においては、外部調査（ユーザー側の認識調査、すなわちユーザー評価調査）に加えて、内部調査（審査官側の認識調査）も実施されており、internal factors（研修等が審査能力向上に繋がったか）とexternal factors（出願人が審査の質の向上に協力的だったか）が調査されている。ユーザー側のみならず審査官側の認識調査でも品質検証を行うことは有効であり、JPOも同様の調査を行うことを期待する。